

八幡平市耐震改修促進計画

令和8年4月改訂

八 幡 平 市

目 次

序 章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1 想定される地震の規模、被害の状況	3
2 耐震化の目標等	3
(1) 住宅及び耐震診断義務付け対象建築物	3
(2) 公共建築物	5
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	7
1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針	7
(1) 基本的な取り組み方針	7
(2) 市の施策の推進方針	7
2 市が取り組む具体的施策の方向	8
(1) 市有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等	8
(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり	9
(3) 耐震改修を行うための環境整備	10
(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発	10
(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策	10
第3章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	12
1 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等への協力	12
2 関係団体による協議会等の活用	12
【参考資料】	13
◎多数の者が利用する建築物	13
◎地震防災マップ	15

序 章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）をはじめ、全国各地で地震が発生しており、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進は、八幡平市においても引き続き取り組むべき重要な課題です。継続的に耐震診断及び耐震改修の促進を図るため「八幡平市耐震改修促進計画」を策定します。

2 計画の性格

- この計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定します。
- この計画は、八幡平市における建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置付けられるもので、「八幡平市地域防災計画」及び「八幡平市国土強靱化地域計画」と整合を図ります。さらに「岩手県耐震改修促進計画」を指針とします。

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

※ 凡例・用語

八幡平市耐震改修促進計画における表記	内 容
耐 震 改 修 促 進 法	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
耐 震 診 断	地震に対する安全性を評価すること。
耐 震 改 修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすること。
所 管 行 政 庁	岩手県知事
多数の者が利用する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第6条第2項に規定する規模以上の建築物(建築物の用途に応じて、階数3以上かつ1,000㎡以上等。13ページ参照)
旧 耐 震 基 準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新 耐 震 基 準	昭和56年6月1日以後に着工する(した)建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
既 存 耐 震 不 適 格 建 築 物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。)
要 緊 急 安 全 確 認 大 規 模 建 築 物	耐震改修促進法附則第3条に規定する建築物(建築物の用途に応じて、階数3以上かつ5,000㎡以上等。13ページ参照)
要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法第5条第3項第1号または第2号の規定により耐震診断の結果の報告の期限に関する事項などが計画に記載された建築物
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物

第 1 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

- 地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、次の「宮城県沖地震(1978年に宮城県沖で発生したマグニチュード(M)7.4の地震に代表される、陸寄りの海域を震源域として繰り返し発生する大地震)」が発生する確率は、30年以内では80%～90%となっています。
- 県が行った地震・津波被害想定調査によると、日本海溝で発生する地震では、最大震度6弱の強い揺れが想定されています。
- 八幡平市地域防災計画によれば、建物の全壊数は、最大で2,065世帯、死者最大132人（阪神・淡路大震災級地震時の想定被害量）と想定されています。

2 耐震化の目標等

(1) 住宅及び耐震診断義務付け対象建築物

①耐震化の現状

住 宅（令和5年）・・・総数8,380戸のうち6,753戸（約81%）が耐震性
有りと推計されています。

耐震診断義務付け対象建築物・・・該当する1棟の耐震診断及び耐震改修が実施
されました。

②耐震化の目標(令和12年度)

住 宅・・・・・・・・耐震化率を86%とすることを目標とします。

耐震診断義務付け対象建築物・・・すでに耐震化率100%を満たしています。

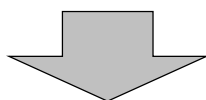
③耐震診断の目標

住 宅・・・・・・・・令和12年度までに10戸の耐震診断が行われる
ことを目標とします。

耐震診断義務付け対象建築物・・・すでに耐震化率100%を満たしています。

住宅及び耐震診断義務付け対象建築物

用 途 等	令和5年度(現状)				
	総数 A	旧耐震基準 による建 築物 B	耐震性有り C	新耐震基準 による建 築物 D	耐震化率 E
住宅	8,380	2,923	1,296	5,457	81%
耐震診断義務付け対象建築物	1	1	1	0	100%



用 途 等	令和12年度(目標)					
	総数 F	旧耐震基準 による建 築物 G	現状で耐 震性有り H	令和12年 度までに 改修 I	新耐震基準 による建 築物 J	耐震化率 K
住宅	7,630	2,255	1,179	1	5,380	86%
耐震診断義務付け対象建築物	1	1	1	0	0	100%

※単位：戸(住宅)、棟(耐震診断義務付け対象建築物)

※規模要件
(住宅を除く)

小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
老人ホーム、老人福祉センター等	階数2以上かつ1,000㎡以上
上記以外の学校、病院、庁舎、その他	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館	階数1以上かつ1,000㎡以上

※耐震化率：

$$E = (C + D) / A \quad , \quad K = (H + I + J) / F$$

(2) 多数の者が利用する建築物（市有建築物）

①耐震化の現状(令和7年度)

公営住宅	・ ・ ・ ・ ・	4棟全て(100%)が新耐震基準による建築物です。
学 校	・ ・ ・ ・ ・	28棟のうち28棟全て(100%)が耐震性有りと推計されています。
庁 舎	・ ・ ・ ・ ・	2棟全て(100%)が新耐震基準による建築物です。
体 育 館	・ ・ ・ ・ ・	6棟のうち5棟(83%)が耐震性有りと推計されています。

②耐震化の目標(令和12年度)

公営住宅	・ ・ ・ ・ ・	すでに耐震化率100%を満たしています。
学 校	・ ・ ・ ・ ・	すでに耐震化率100%を満たしています。
庁 舎	・ ・ ・ ・ ・	すでに耐震化率100%を満たしています。
体 育 館	・ ・ ・ ・ ・	耐震化率を100%とすることを目標とします。

③耐震診断の現状(令和7年度)

公営住宅	・ ・ ・ ・ ・	耐震診断の必要はありません。
学 校	・ ・ ・ ・ ・	旧耐震基準の10棟中10棟(100%)の耐震診断を実施しました。
庁 舎	・ ・ ・ ・ ・	旧耐震基準の1棟中1棟(100%)の耐震診断を実施しました。
体 育 館	・ ・ ・ ・ ・	旧耐震基準の1棟は、現在、使用を中止しており、耐震診断を実施していません。

④耐震診断の目標

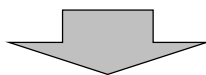
旧耐震基準による多数の者が利用する建築物(市有建築物)で耐震診断未実施のものについて、建替えや用途廃止が決定しているものを除き、令和12年度までに耐震診断率を100%とすることを目標とします。

⑤その他の市有建築物

多数の者が利用する建築物に該当しない市有建築物についても、耐震化率を100%とすることを目標とします。

多数の者が利用する建築物（市有建築物）

用 途 等	令和 7 年度(現状)							
	総数	旧耐震に 基準よる 建築物				新耐震に 基準よる 建築物	耐震性の 有りの 建築物 (推計値)	耐震化率 (推計値)
			耐震診 断済	診断率	耐震性 有り			
	A	B	C	C／B	D	E	F	G
公営住宅	4	0	0	0%	0	4	4	100%
学校	28	10	10	100%	10	18	28	100%
庁舎	2	1	1	100%	1	1	2	100%
体育館	6	1	0	0%	0	5	5	83%



用 途 等	令和12年度(目標)					
	総数 H	旧耐震基準 による建 築物 I	現状で耐震 性有り J		新耐震基準 による建 築物 L	耐震化率 M
			令和7年度 までに耐震 化 K			
公営住宅	4	0	0	0	4	100%
学校	28	10	10	0	18	100%
庁舎	2	1	1	0	1	100%
体育館	5	0	0	0	5	100%

※単位：棟

※規模要件

小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
幼稚園	階数2以上かつ500㎡以上
上記以外の学校、公営住宅、病院、庁舎	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館	階数1以上かつ1,000㎡以上

※耐震化率： $G = F / A$ 、 $M = (J + K + L) / H$

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者等が耐震化に取り組む必要があります。

①市の役割

- ・住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう、直接かつ第一義的な所有者等への働きかけを行います。
- ・住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や耐震診断・耐震改修に係る所有者等の負担軽減のための事業主体として取り組みます。
- ・市有施設の多くが防災対策上重要な位置づけにあることや、市の耐震化への積極的な取り組みが普及啓発の観点からも重要であることから、率先して市有施設の耐震診断・耐震改修に取り組みます。

②建築関係団体の役割

建築の専門的知識を有している者であり、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会も多いことから、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

(2) 市の施策の推進方針

市では、宮城県沖地震等により、震度6弱以上の強い揺れが発生することが想定されることを踏まえ、上記の役割分担に留意して、以下の5つの基本方針で施策を推進します。

【方針1】

市有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

- ・市有施設は、率先して耐震診断・耐震改修に取り組みます。

【方針2】

民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・平成18年度に「八幡平市木造住宅耐震診断士派遣事業」を創設するなど、最も身近で生活の基本となる木造住宅に対する耐震診断を促進してきました。今後も、継続して木造住宅に対する耐震診断に取り組みます。
- ・木造住宅については、これまでの耐震診断実績を踏まえながら、耐震改修を行いやすい環境を整備します。

【方針3】

耐震改修を行うための環境整備

- ・耐震改修の方法や耐震改修事業者の情報提供に取り組みます。

【方針4】

耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

- ・ 県、建築関係団体とも協力した体制を構築し、関係者一丸となって普及・啓発を行います。
- ・ 市民に対して、地域の防災性、耐震対策の重要性、必要な対策などの情報提供を行い、情報の共有化が図られるような環境を整備します。
- ・ 市民や所有者に対して、市全体の耐震化への意識を高めるための活動の支援を行います。

【方針5】

地震時の建築物の総合的な安全対策

- ・ ブロック塀の安全対策、ガラス・天井の落下防止対策等を講じます。

2 市が取り組む具体的施策の方向

【方針1】から【方針5】に基づき、次のような施策に取り組めます。

【方針1】

(1) 市有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

① 市有施設の耐震診断・耐震改修

- ・ 市有施設のうち、学校、病院、庁舎など地震発生時に避難場所等や防災活動の拠点となる施設については、個々の立地状況や今後の建替え予定の有無等を勘案しながら、率先して耐震診断や耐震改修を進めます。

学校・・・ 学校は災害時の避難場所等に指定されていることから、今後も適切な維持管理に努めます。

病院・・・ 病院は被災地の医療確保や被災地への医療支援の拠点となることから、今後も適切な維持管理に努めます。

庁舎・・・ 市庁舎、各総合支所庁舎とも、災害時の拠点施設として重要な役割を担うことから、今後も適切な維持管理に努めます。

避難所・・・ 八幡平市地域防災計画に指定されている避難場所等について、耐震診断の結果を考慮しながら、耐震改修を行うなど、災害時の避難場所等としての安全確保を図ります。

- ・ その他の建築物について、多数の者が利用する建築物の規模要件に当たらない建築物についても耐震化を図ります。

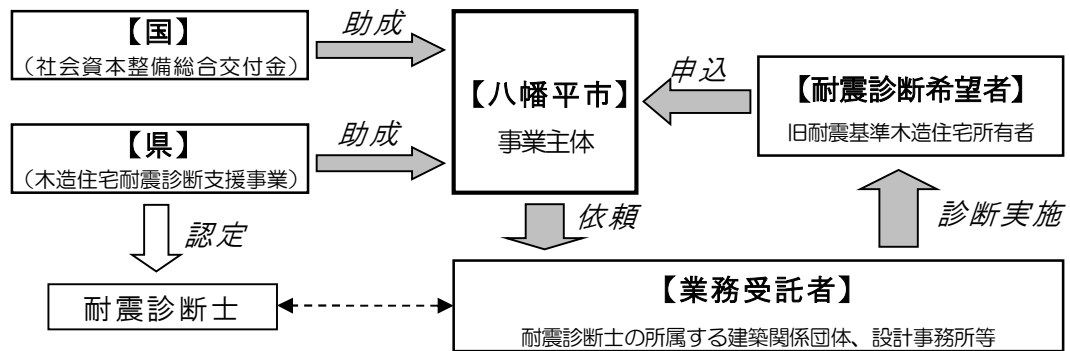
【方針2】

(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

① 八幡平市木造住宅耐震診断士派遣事業【重点項目】

- ・ 八幡平市が事業主体として、旧耐震基準による民間木造住宅を対象に、耐震性を確認するため、希望者に耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を行います（八幡平市が費用を全額負担します）。

<イメージ>

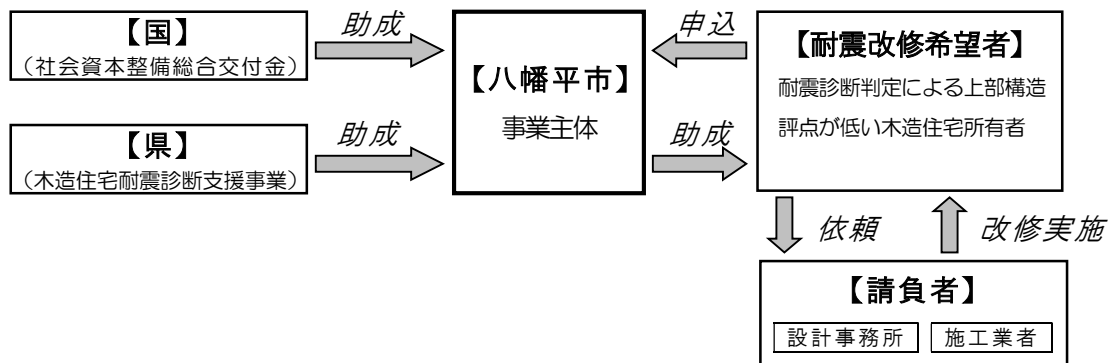


- ・ 平成18年度から令和7年度までに58戸の耐震診断を行いました。
- ・ 令和12年度までに、10戸の耐震診断が行われるように、木造耐震診断事業を推進します。

② 八幡平市木造住宅耐震改修工事助成事業【重点項目】

- ・ 耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、八幡平市が事業主体として、耐震設計や耐震改修工事への助成を行います。

<イメージ>



【方針3】

(3) 耐震改修を行うための環境整備

- ① 耐震改修の方法や耐震改修事業者の情報提供や紹介体制の整備
 - ・ 耐震診断や耐震改修の総合情報提供窓口を設置します。
 - ・ 住民が自ら簡易に行える「自己耐震診断方法」を紹介します。
 - ・ 耐震診断士、耐震改修事業者等の専門家登録情報を提供します。

【方針4】

(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

八幡平市は平成19年に設立した、岩手県耐震改修促進協議会に参加し、耐震対策推進に向けた普及・啓発を行います。

- ① 住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施
 - ・ 耐震診断や耐震改修の重要性を紹介するパンフレットを作成し、住民、所有者及び利用者に対し効果的に配布します。
 - ・ 地域の自治会組織を活用した普及啓発事業を実施します。
 - ・ 専門家を活用して、耐震診断や耐震改修の意識づけを行います。
- ② 住民に対する耐震診断・耐震改修のメリットの周知
 - ・ 耐震改修を行った場合の税制特例等について住民に周知します。
 - ・ リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住民への情報提供を行います。
- ③ 地域全体の耐震化に向けた意識啓発
 - ・ 地域全体の耐震性を向上させるため、まちづくりによる抜本的な地域環境の改善につながる、住民主体の「防災まちづくり」の気運を醸成します。

【方針5】

(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策

- ① 震災時の拠点となる建築物の機能確保

震災時に拠点となる施設は、倒壊しないだけでなく、非常時にも機能を発揮することが必要であるため、電気・ガス・水道等のライフラインの耐震対策を進めます。
- ② 地震時における緊急輸送道路の確保

災害時における多数の者の円滑な避難、救急消防活動、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、県及び市町村の地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路や避難路があります。指定された際はこの道路に沿った建築物について、本計画期間において耐震化に努めます。
- ③ ブロック塀の安全対策

地震によりブロック塀が崩壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけではなく、避難や救助・消火活動にも支障がでる可能性があることから、安全対策を促進します。

 - ・ 人口が多い地域を中心に、通学路、避難路や避難場所にあるブロック塀につ

いて、県と協力して巡回するなど、危険箇所の把握を市全域で実施します。
・危険箇所がある場合には、所有者に対して、危険性を周知し、必要な対策を講じるように促します。

④窓ガラス・天井・外壁・屋根葺き材等の落下物による安全対策

地震により窓ガラス・天井・外壁・屋根葺き材等が落下すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも支障がでる可能性があることから、安全対策を促進します。

第3章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等への協力

耐震改修促進法において、所管行政庁は、既存耐震不適格建築物の耐震診断や耐震改修のために必要があるときは、当該建築物の所有者に対して、必要な指導・助言を行うことができるとされています。また、建築基準法では、建築物の所有者が耐震改修などを行わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁が認める場合には、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期間を付けて、保安上必要な措置をとることを勧告や命令することができるとされています。八幡平市におけるこれらの指導等は、所管行政庁（特定行政庁）である岩手県が行います。

八幡平市は、岩手県がこれらの指導等を行う際に協力するものとします。

2 関係団体による協議会等の活用

県、市町村、建築関係団体等の関係者で構成する「岩手県耐震改修促進協議会」へ参加し、耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換等を行い、計画の円滑な実施を図ります。

◎多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条、耐震改修促進法施行令第6条及び第7条関係)

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (③一般対応建築物)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (②重点的対応建築物)	要緊急安全確認大規模建築物要件 (①耐震診断義務付け対象建築物)
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上		
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上

用途	特定既存耐震不適格建築物の要件 (③一般対応建築物)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (②重点的対応建築物)	要緊急安全確認大規模建築物要件 (①耐震診断義務付け対象建築物)
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 (道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	 (要安全確認計画記載建築物)

◎地域防災マップ

想定地震の設定

想定地震として内陸直下型地震および海溝型地震の2つのタイプの地震を想定するものとし、それぞれのタイプについて2地震を想定するものとした。

(1) 内陸直下型地震

岩手県における活断層の状況、およびその位置する地域から、北上低地西縁断層群を想定地震とした。この際、一連の断層群が全て動くとはやや考えづらく、また、現在岩手県で行われている活断層調査の成果も踏まえ、上記断層群を北部および南部の2つに分け、それぞれを地震－1、地震－2として、想定地震断層として設定するものとした。

地震－1 資料1

＜北上低地西縁断層群北部の地震（M＝7.4）＞

- ・ 南昌山断層群～横森山断層群までの一連の断層を震源とする地震
- ・ 北上低地北部の諸都市への影響が大きい地震として設定
- ・ 上記断層群を直線近似する
- ・ マグニチュードは断層の長さから松田式により設定
- ・ 活断層の比較的浅部で破壊が起こるものと考え深さは1kmと設定
- ・ 破壊方向について南側から北側に向かって破壊する場合（地震－1A）と、北側から南側に向かって破壊する場合（地震－1B）の2ケースを想定

地震－2 資料2

＜北上低地西縁断層群南部の地震（M＝7.3）＞

- ・ 横森山断層群以南～出店断層までの一連の断層を震源とする地震
- ・ 北上低地南部の諸都市への影響が大きい地震として設定
- ・ 上記断層群を直線近似する
- ・ マグニチュードは断層の長さから松田式により設定
- ・ 深さは地震－1と同じく1kmと設定
- ・ 破壊方向は南側から北側に向かって破壊する場合を想定

(2) 海溝型地震

海溝型地震については、歴史地震の状況から、十勝沖地震をモデルとする地震が想定地震の一つとしてあげられる。また、県南部の沿岸部に影響を与える地震として空白域を震源とする地震があげられる。そこでこれらを地震－3、地震－4として想定地震として設定した。

なお、空白域については、前節でも述べたように、地震に伴う破壊領域は必ずしも文献で示されている空白域に限定して考えなくても良いこと、その場合ある程度最大規模のものを想定しておくべきものとして設定した。

地震－3 資料3

＜1968年十勝沖地震をもとにした地震（M＝7.9）＞

- ・ 基本的には上記十勝沖地震の再来を考える

- ・沿岸部北部への影響が大きい地震として設定
- ・既往の十勝沖地震の地震断層モデルを準用する
- ・マグニチュードは十勝沖地震と同じとする
- ・破壊方向は断層上端の中央から同心円状に、つまり沖側から陸地側に向かって破壊する場合を想定

地震－４・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料４

＜岩手県沿岸部の空白域を考慮した地震（ $M=8.0$ ）＞

- ・空白域およびその周辺領域を震源域とし、最大級として $M8$ クラスを想定。
- ・沿岸部南部への影響が大きい地震として設定
- ・ $M=8.0$ の上限から下式により面積を算出、既往資料で示されている空白域について、幅は変更せず北側に断層を延ばしてモデルを設定した
 $\log S = M - 4.07$ （日本の地震断層パラメータハンドブックによる）
- ・破壊方向は断層上端の中央から同心円状に、つまり沖側から陸地側に向かって破壊する場合を想定

このようにして設定した、各地震の断層モデルの位置を図１，２に示す。
 また、今後必要に応じて見直していく。

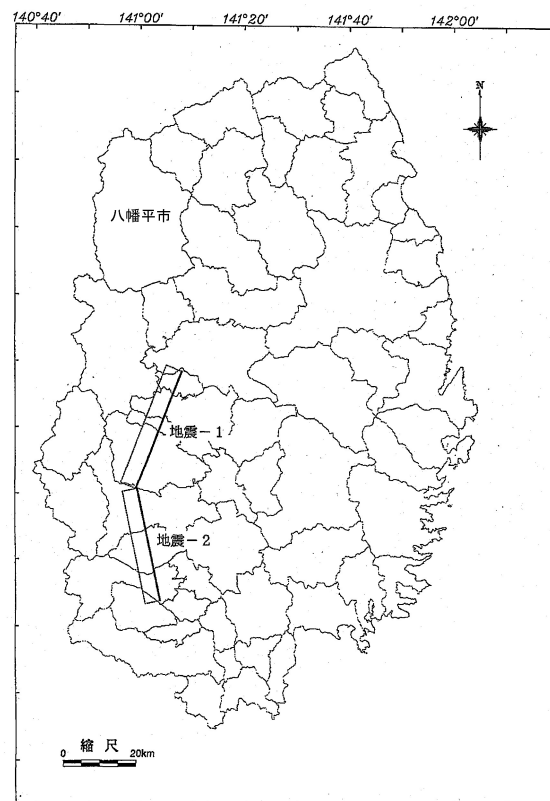


図１ 内陸直下型地震の想定地震断層位置図

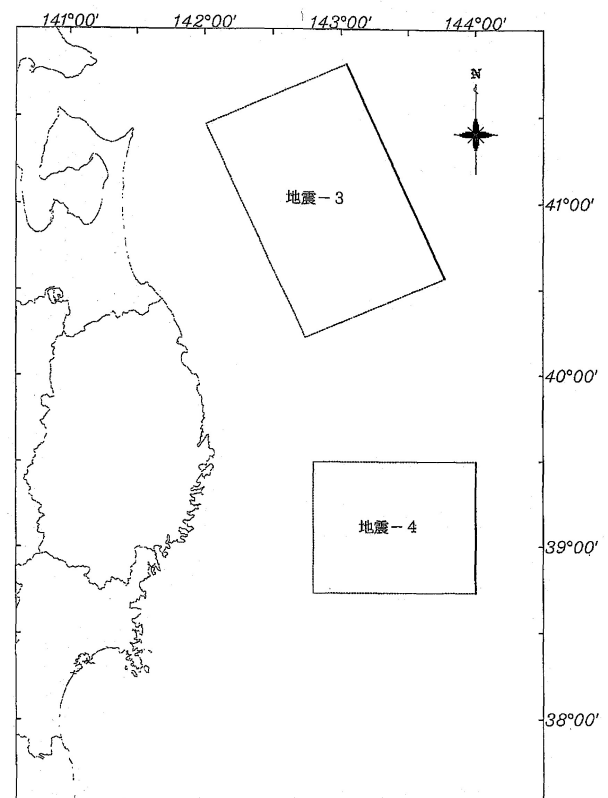


図２ 海溝型地震の想定地震断層位置図

お問い合わせ先 **八幡平市産業建設部建設課**

〒028－7397 八幡平市野駄第21地割170番地

TEL：0195－74－2111

FAX：0195－74－2102